

特定非営利活動法人福島県レクリエーション協会共催・後援等の承認基準

1 主催者についての基準

種 別	共 催	後 援
(1) 日本レクリエーション協会及び特定非営利活動法人 福島県レクリエーション協会加盟団体が主催する事業	○	○
(2) 国もしくは地方公共団体又は関係行政機関等が 主催する事業	○	○
(3) 公益財団・公益社団等の公益法人が主催する事業	○	○
(4) 特定非営利活動法人福島県レクリエーション協会団体正 会員に所属する団体・グループ等が主催する事業	△	○
(5) その他、会長が適当と認める事業	△	○

(○＝承認、△＝資料に基づいて個別に検討)

2 事業内容についての承認基準

- (1) 教育、文化、スポーツの向上又は普及に寄与するもので、公益性のある事業であること。ただし、宗教活動、政治活動又はもっぱら営利を主目的とする
と認められるものは除く。
- (2) 参加対象が県民一般に広く及ぶものであること。ただし、内容が特にすぐれ
本県のレクリエーションの向上又は普及に寄与するところが著しいと認めら
れる事業については、この限りではない。
- (3) 主催者の存在が明確で、事業遂行能力が十分であると判断できるものである
こと。
- (4) 開催又は開設の場合は、公衆衛生及び災害防止について十分な設置措置が講
じられていること。

附則

- 1 この基準は、平成20年3月22日から施行する。
- 2 特定非営利活動法人の成立により平成23年 1月22日改正。